

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則及び特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣 世耕 弘成

特定計量器検定検査規則及び特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

第二条 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、特定計量器検定検査規則第三十一条及び第七十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 検定証印等が付されていない自動捕捉式ばかり（計量法第八十四条第一項（同法第八十九条第四項）において準用する場合を含む。）の表示が付されたものを除く。）であつて、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）附則別表第一号第二欄に掲げる日前

から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているもの又は特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十号）附則第二条第一項の確認済証が付された自動捕捉式はかり（次項において「既使用の自動捕捉式はかり」という。）については、特定計量器検定検査規則第十三条第二項第二号の「目量（各々の表示機構の目量が異なる場合にあつては、最小の目量）」を「検査目量」と読み替えるものとし、第七条及び第十五条の規定は適用しない。

2 既使用の自動捕捉式はかりに係る法第六十条第一項の経済産業省令で定める検定をすべき期間は、検則第七十一条第一項第一号の規定にかかわらず、二十日間とする。